

鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金の請求手続き

農 家

①【防護柵等資材の購入】

資材を購入する。

購入した資材の写真を撮影する。

設置予定場所に鳥獣被害防止施設等を設置する。

↓

②【補助金の申請】

購入資材等の領収書（レシート）、設置場所位置図、購入資材の写真
施設等の設置後の写真、納税証明書*を添付して農林商工課に提出する。

*納税証明書は申請者本人のもの

*補助金交付申請を行う前年度分のもの（税目：住民税・固定資産税等）

*非課税の方は住民税の非課税証明書

↓

農林商工課

↓

③【補助金交付申請書の審査】

提出された「補助金交付申請書」の内容を審査し、必要に応じて農林商工課
担当

職員が施設等の設置状況の現地確認を行う。

補助金交付の適否を決定し、「補助金交付決定通知書」を送付する。

↓

③適

③否

④【補助金交付決定通知】 【補助金を交付しない旨の通知（不交付理由記載）】

↓

農 家

↓

⑤【補助金の請求】

補助金交付請求書を提出する。

↓

農林商工課

↓

⑥【補助金の支払い】

↓

請求書提出後、30日以内に補助金を支払う。（口座振替）

↓

農 家